

消費者向け包装部材に関する ゼスプリの食品安全性要件

ゼスプリ™ブランドのキウイフルーツの包装及びラベリングに使用される包装部材に携わる全てのサプライヤーは、供給される商品及びキウイフルーツが販売される市場の該当する食品接触材料（FCM）規則を遵守していることを証明する情報を提示することを求められます。

製品が**再生PET**を含み、かつ食品と接触するものである場合、次の規則に適合していなければなりません。

➡ 製品が欧州域内で供給される場合

- EU 規則（スペイン、イタリア及びフランスを含む EU 諸国） **適合宣言書（DoC）** を提出し、総移行限度や特定移行限度などを含めた下記の全ての規則を遵守する必要があります。
 - EU 枠組み規則（EC No. 1935/2004）
 - 食品用接触プラスチックに関するEU規則（EU 10/2011）及び修正規則
 - 食品接触材料に関するEU適正製造基準（GMP）規則（GMP 2023/2006）
 - 再生可能食品接触プラスチックに関するEU規則（EU 282/2008）

➡ 製品が米国内で供給される場合

- 米国の規則 米国食品医薬品局（FDA）から取得した**異議なし証明書（LNo）** を提出し、下記の全ての規則を遵守する必要があります。
 - FDA直接食品接触規則（US FDA 21, CFR, 177.1630）
 - FDA GMP規則

➡ 製品がアジア域内で供給される場合

● 日本

厚生労働省から取得した**承認書**を提出し、下記の全ての規則を遵守する必要があります。

- 日本食品衛生法（日本国厚生労働省1947年法律第233号）
- 食品、添加物等の規格基準（1959年日本国厚生労働省告示第370号、改正に関する2018年告示第46号及び2020年告示第196号）
- 再生プラスチック材料の使用に関する指針（日本国厚生労働省2012年食安発0427第2号）

● シンガポール

EU、米国、又は日本について実施された安全性評価書を提出し（**適合宣言書、異議なし証明書、日本国厚生労働省からの承認**）、下記の要件を遵守する場合があります。

- SG SFA食品規則第283章第37条

● 香港

EU、FDA又は中国本土に対する安全性評価書及び規則遵守証明書を提出し、下記の全ての要件を遵守する必要があります。

- 香港消費品安全条例

● 再生 PET を含んだ商品は、下記の国において**禁止**されています。

- 中国、インド、マレーシア、台湾、韓国では、食品接触用途では一切の再生PETが禁止されています。

製品が**バージンPET/PP/PE**を含み、かつ、食品接触用途で使用するものである場合、次の規則に適合していなければなりません。

➡ 製品が欧州域内で供給される場合

- EU 枠組み規則（EC No. 1935/2004）
- 食品用接触プラスチックに関する EU 規則（EU 10/2011）及び修正規則
- 食品接触材料に関する EU 適正製造基準（GMP）規則（GMP 2023/2006）

➡ 製品が米国内で供給される場合

- FDA 直接食品接触規則（US FDA 21, CFR, 177.1630）
- FDA GMP 規則

➡ 製品が中国国内で供給される場合

- GB 4806.1 - 2016
- GB 31603 - 2015 GMP
- GB 9685-2016
- GB 4806.6 - 2016
- GB 4806.7 - 2016

製品が**バージン紙/繊維**を含み、かつ、食品接触用途で使用するものである場合、次の規則に適合していなければなりません。

➡ 製品が欧州域内で供給される場合

- EU 枠組み規則（EC No. 1935/2004）
- ドイツ BFR REC XXXVI 及び/又は CP 指針（ドイツ市場向け商品の場合、又は当該規格が他の国で採用されている場合）
- 食品接触材料に関する EU 適正製造基準（GMP）規則（GMP 2023/2006）

➡ 製品が米国内で供給される場合

- FDA 直接食品接触規則（US FDA 21, CFR, 177.1630）
- FDA GMP 規則

➡ 製品が中国国内で供給される場合

- GB 4806.1 - 2016
- GB 31603 - 2015 GMP
- GB 9685-2016
- GB 4806.6 - 2016
- GB 4806.8 -2016

製品が**再生紙／繊維**を含み、かつ、食品接触用途で使用するものである場合、次の規則に適合していなければなりません。

➡ **製品が欧州域内で供給される場合**

- EU 枠組み規則（EC No. 1935/2004）
- ドイツ BFR REC XXXVI 及び／又は CP 指針（ドイツ市場向け商品の場合、又は当該規格が他の国で採用されている場合）
- 食品接触材料に関する EU 適正製造基準（GMP）規則（GMP 2023/2006）

➡ **製品が米国内で供給される場合**

- FDA 直接食品接触規則（US FDA 21, CFR, 177.1630）
- FDA GMP 規則

➡ **製品が中国国内で供給される場合**

- 再生 FCM に関する GB – 再生繊維を含み食品に直接接触する商品であって**禁止されているもの（国立食品接触材料リファレンスラボラトリー（中国広東省））**

バイオポリマー（PBAT、PLA、PHA、PBS） については、Zespri International Limited

(packaging@zespri.com) までお問い合わせください。

ゼスプリは、これらの表明を行うにあたり、包装材のサプライヤーから提供される情報および確認に依拠しました。ゼスプリは、言明した内容の正確性及び真実性を判断するため合理的な手段を講じていますが、提供された情報及び確認が正確であること、又は完全であることを保証又は表明するものではありません。ゼスプリは、これらの情報に依拠したことに起因して生じた損失、損害又は傷害について、いずれの者に対しても責任を負いません。



Dr. Frank Bollen

テクニカルマネージャー